経営・管理

「経営・管理」の新しい基準と、更新の扱い

2025年10月16日から、許可の基準が変わっています

在留資格「経営・管理」で会社を営む方へ

この資料で分かること

1 改正後の5つの基準

2 すでに在留している人の更新の扱い

3 申請書類を頼める相手

2026年10月2日 確認

改正後は、5つの基準をすべて満たします

項目	基準
常勤の職員	1人以上を雇う
資本金など	3,000万円以上
日本語の力	本人か常勤職員がB2相当
経歴	修士などの学位か、 経営3年以上
事業計画書	専門家の確認を受ける

2025年10月16日に施行されました。

計画書の確認は、中小企業診断士・公認会計士・税理士です。

常勤職員に数えられるのは、日本人や永住者などです

数えられる	数えられない
日本人・特別永住者	技人国・特定技能などの人
永住者・定住者	派遣・請負で働く人
日本人・永住者の配偶者等	在籍出向の人

日本語の条件では、就労の資格の職員も数えます。

常勤の目安は、週30時間以上で、雇用保険に入っていることなど。

日本語は、本人か常勤職員のどちらかがB2相当

示し方	例
試験	日本語能力試験N2以上
試験	ビジネス日本語能力テスト400点以上
在留	中長期在留で20年以上
学校	日本の大学など高等教育を卒業
学校	日本の義務教育と高校を卒業

日本人と特別永住者は、
この証明が要りません。

2028年10月16日までの更新には、配慮があります

時期	更新の扱い
2028年10月16日まで	基準未達だけで 不許可にならない
それより後	新しい基準に合う 必要がある
後でも合わないとき	経営・納税・見込みで 総合判断

労働保険・社会保険・税の納付も、更新で確かめられます。

常勤職員と書類の頼み先を、申請の前に決めます

次にやること

1 常勤職員の在留資格と、雇用の形を一覧にする

2 事業計画書は、中小企業診断士などの確認を受ける

3 申請書類は行政書士か弁護士に頼み、見通しも確かめる

出典

出入国在留管理庁：経営・管理の基準省令の改正

出入国在留管理庁：経営・管理の改正の質問と回答

この資料は2026年10月2日時点の公表情報をもとにした一般的な整理です。個別の判断は、所管の窓口または専門家にご確認ください。

今の採用と支援の状況を、30分で整理します

ご相談で分かること

1. 求人の条件に合う人材がいるか
2. 紹介手数料と、支払いの方法
3. 入社までの流れと、かかる期間

ご相談の方法

メール：hr@maruchu-bussan.com

公式LINE：@836stfvr

30分の面談予約：
メール・LINEから

- 当社は登録支援機関ではありません。申請書類の作成・提出の代行は行いません。
- 対応分野：飲食料品製造／介護／外食／宿泊／建設／工業製品製造／ビルクリーニング
- 建設現場で直接作業する業務のご紹介は行いません。
- 丸忠物産有限会社 HR事業部　有料職業紹介事業 14-ユ-302507　労働者派遣事業 派14-303784